

尾張旭市教育委員会（６月）定例会次第

日時 令和元年６月１９日（水）

午後２時

場所 市役所３階 講堂（２）

１ 開会のあいさつ

２ 前回会議録の承認について

３ 報告

別紙のとおり

４ 付議事件

- (1) 協議第１号 成年年齢引き下げに伴う新成人の集いのあり方について
- (2) 第１５号議案 尾張旭市教育支援委員会委員の委嘱について
- (3) 第１６号議案 尾張旭市学校給食運営委員会委員の任命について
- (4) 第１７号議案 尾張旭市立図書館協議会委員の任命について
- (5) 第１８号議案 尾張旭市教育委員会会議規則の一部改正について
- (6) 第１９号議案 尾張旭市教育委員会請願等処理規則の制定について
- (7) 第２０号議案 尾張旭市教育情報セキュリティ基本規程の制定について
- (8) 第２１号議案 尾張旭市立公民館の管理運営に関する規則の一部改正について（資料当日配布）
- (9) 第２２号議案 尾張旭市文化会館の管理運営に関する規則の一部改正について（資料当日配布）

５ その他

６ 閉会のあいさつ

C

O

尾張旭市教育委員会

(令和元年 5 月)

定例会会議録

尾張旭市教育委員会

尾張旭市教育委員会（５月）定例会会議録

1 日 時 令和元年５月２９日（水） 午後２時００分

2 場 所 市役所３階 講堂（２）

3 出席者	教育長	河 村 晋
	委 員	大 川 将 史
	委 員	山 本 真依子
	委 員	堀 祐 子

4 欠席者	委 員	大 岩 裕 泰
-------	-----	---------

5 出席職員	教育部長	大 津 公 男
	管理指導主事	川 本 幸 則
	教育行政課長	田 島 祥 三
	学校給食センター所長	鬼 頭 純 子
	生涯学習課長	坂 田 みどり
	図書館長	加 藤 博 英
	文化スポーツ課長	西 尾 哲 弥
	指導主事	山 下 浩 司
	教育行政課長補佐	加 藤 貴 之
	教育行政課主査	小笠原 久美子

6 傍 聴 者 なし

7 会議に付した事件

- (1) 承認第３号 旭中学校大規模改造工事（建築１期）請負契約に係る教育長の臨時代理に関し承認を求めることについて
- (2) 第１１号議案 尾張旭市社会教育委員の委嘱について
- (3) 第１２号議案 尾張旭市公民館運営審議会委員の委嘱について
- (4) 第１３号議案 尾張旭市立図書館協議会委員の任命について
- (5) 第１４号議案 令和元年度一般会計補正予算（６月）に関する意見の申出について

	開 会 午後2時00分
教 育 長	本日の出席者は4名です。定足数に達しておりますので、ただいまから、5月定例教育委員会を開催します。なお、大岩委員より欠席届が出ております。 今年の4月下旬からのゴールデンウィークは10連休ということで、全国中大きくその状況等が報道されていました。 市では、4月29日は恒例の健康フェスタが開催され、天候にも恵まれ、昨年同様にぎわっていました。平成最後の年としてのあさびースマイルウォーキングも開催され、4キロコースを市民の皆さんと一緒に歩きました。また、同日には文化会館のリニューアルイベントも開催され多くの市民の方がお見えになったとの報告も受けております。 連休明けの子どもたちの様子も少し心配しておりましたが、この休みをきっかけに不登校気味の子どもたちも登校してきたといったうれしい報告もありました。 昨日川崎市では小学生の子どもたちを含む19人が刃物で刺されるといった痛ましい事件が起こりました。ごく普通に暮らしている人たちが巻き込まれるといった、防ぐことが難しい事件でありました。子どもの安全、市民の安全について改めて考えさせられました。 次の日曜日には、いよいよ全国植樹祭が開催されます。新しい天皇陛下が御即位されて初の地方公務でもあります。市民の皆さんと一緒に、訪れる多くの人々を暖かくお迎えしていきたいものです。 それでは続いて私からの報告をさせていただきます。本日の報告は4件です。 (資料に基づき説明) ・尾張部都市教育長会総会及び平成31年度第1回尾張部都市教育長会議 ・第29回東海北陸都市教育長協議会総会並びに研究大会

	・愛日地方教育事務協議会
	・第71回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会富山大会
	それでは次第の2「前回会議録の承認について」に入ります。各委員
	は、4月定例会会議録について、訂正等がありましたらお願いします。
	(無しの声)
教 育 長	無いようですので、4月定例会会議録は原案どおり承認します。会議
	録承認の署名を行う委員は大川委員を指名しますので、後ほどお願いし
	ます。
	次に、次第の3報告に入ります。事務局から報告をお願いします。
管理指導主事	(資料に基づき説明)
	・5月校長会議等について
教 育 長	ただいまの報告に対しまして、質問はございませんか。
	(無しの声)
	無いようですので、次の報告をお願いします。
教育行政課長	(資料に基づき説明)
	・後援・推薦行事について
指 導 主 事	(資料に基づき説明)
	・令和元年度学校評議員の委嘱について
	・平成30年度卒業生中学校進路状況について
教 育 長	ただいまの報告に対しまして、質問はございませんか。
大 川 委 員	卒業生数の減少により各学校への進学者数は昨年と比べて減ってい
	る中で私立学校への進学者数は増えているように感じますが、全体的に
	私立の学校を目指す傾向にあるのですか。あればその理由を教えてください。
指 導 主 事	昨年と比べて私立学校への進学者は2.3%増加となっております。
	私立を目指す理由には補習授業の充実や大学への進学への対応が手厚
	いことが考えられます。
教 育 長	子どもの減少による公立高校の定員減もあり、私立の割合が増えてい

	る要因もひとつあると思います。
	他に質問はございませんか。
	(無しの声)
	無いようですので、次の報告をお願いします。
生涯学習課長	(資料に基づき説明)
	・平成30年度天体観測室の利用状況について
	・平成30年度公民館等の利用状況について
	・平成30年度公民館講座の実施状況について
教 育 長	ただいまの報告に対しまして、質問はございませんか。
	(無しの声)
	無いようですので、次の報告をお願いします。
図 書 館 長	(資料に基づき説明)
	・平成30年度図書館の利用状況について
教 育 長	ただいまの報告に対しまして、質問はございませんか。
	年間の利用状況を詳細に報告していますが、一日あたりの入館者数や
	その入館者に対しての貸出数がわかると図書館の利用実態がイメージ
	しやすいと思います。
	他に質問はございませんか。
	(無しの声)
	無いようですので、次の報告をお願いします。
文化スポーツ課長	(資料に基づき説明)
	・平成30年度文化会館利用状況等について
	・平成30年度どうだん亭利用状況等について
	・平成31年度どうだん亭春の一般公開実施結果について
	・平成30年度スポーツ推進委員事業の実施結果について
	・平成30年度スポーツ教室事業の実施結果について
	・平成30年度体育施設利用状況について
教 育 長	ただいまの報告に対しまして、質問はございませんか。

	施設については一日あたりの利用件数があると利用実態がわかりやすいと思います。また、文化財であるどうだん亭で、ヨガ教室や結婚式の前撮りなどを開催しているとのことですが、文化財としての利用方法を再度確認して欲しいと思います。
	他に質問はございませんか。
	(無しの声)
	無いようですので、次に次第の４、付議事件に入ります。
	はじめに「承認第３号 旭中学校大規模改造工事（建築１期）請負契約に係る教育長の臨時代理に関し承認を求めることについて」審議します。
教育行政課長	(資料に基づき説明)
	・承認第３号 旭中学校大規模改造工事（建築１期）請負契約に係る教育長の臨時代理に関し承認を求めることについて
教 育 長	ただいま説明がありましたが、これに対してご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
	(無しの声)
	無いようですので、「承認第３号 旭中学校大規模改造工事（建築１期）請負契約に係る教育長の臨時代理に関し承認を求めることについて」は原案どおり承認してよろしいですか。
	(全員異議なく原案どおり承認)
	次に、「第１１号議案 尾張旭市社会教育委員の委嘱について」審議します。
	事務局から説明をお願いします。
生涯学習課長	(資料に基づき説明)
	・第１１号議案 尾張旭市社会教育委員の委嘱について
教 育 長	ただいま説明がありましたが、これに対してご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
	(無しの声)

	無いようですので、「第１１号議案 尾張旭市社会教育委員の委嘱について」は原案どおり可決してよろしいですか。
	(全員異議なく原案どおり可決)
	次に、「第１２号議案 尾張旭市公民館運営審議会委員の委嘱について」審議します。
	事務局から説明をお願いします。
生涯学習課長	(資料に基づき説明)
	・第１２号議案 尾張旭市公民館運営審議会委員の委嘱について
教 育 長	ただいま説明がありましたが、これに対してご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
	(無しの声)
	無いようですので、「第１２号議案 尾張旭市公民館運営審議会委員の委嘱について」は原案どおり可決してよろしいですか。
	(全員異議なく原案どおり可決)
	次に、「第１３号議案 尾張旭市立図書館協議会委員の任命について」審議します。
	事務局から説明をお願いします。
図 書 館 長	(資料に基づき説明)
	・第１３号議案 尾張旭市立図書館協議会委員の任命について
教 育 長	ただいま説明がありましたが、これに対してご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
	(無しの声)
	無いようですので、「第１３号議案 尾張旭市立図書館協議会委員の任命について」は原案どおり可決してよろしいですか。
	(全員異議なく原案どおり可決)
	次に、「第１４号議案 令和元年度一般会計補正予算（６月）に関する意見の申出について」審議します。
	事務局から説明をお願いします。

教 育 部 長	(資料に基づき説明)
	・第14号議案 令和元年度一般会計補正予算(6月)に関する意見の 申出について
教 育 長	ただいま説明がありましたが、これに対してご意見、ご質問等があり ましたらお願いします。
	(無しの声)
	無いようですので、「第14号議案 令和元年度一般会計補正予算 (6月)に関する意見の申出について」は原案どおり可決してよろしい ですか。
	(全員異議なく原案どおり可決)
	次に、次第の5、その他に入ります。事務局から説明をお願いいたし ます。
教育行政課長	(教育委員会行事予定について資料に基づき説明)
教 育 長	この件に関して、ご質問等ありますでしょうか。
	(無しの声)
	それでは、これをもちまして、5月定例教育委員会を閉会いたします。
	閉 会 午後3時22分
	教育長
	委 員

6 月定例教育委員会報告

6 月定例教育委員会の報告事項について

前定例会から本定例会に至るまでの教育委員会の所掌事務について、裏面の
とおり報告する。

令和元年 6 月 1 9 日提出

尾張旭市教育委員会

教育長 河 村 晋

報告事項一覧

機 関 等	件 名
教 育 部 長	
管 理 指 導 主 事	1 6月校長会議等について（資料当日配布）
教 育 行 政 課	1 後援・推薦行事について 2 情報公開請求について 3 令和元年度尾張旭市中学生海外研修事業について 4 年齢別人口からみた学校別・児童生徒数とクラス数について
学校給食センター	
生 涯 学 習 課	
図 書 館	
文化スポーツ課	

1 6月校長会議等について

1 6月校長会議

(1) 教育長

- 全国植樹祭について
子どもたちの活躍がすばらしかった。
- 子どもたちの安全安心の確保について
様々なことを想定しておくことが大事
⇒子どもや保護者にも知らせておく
- 校長のマネジメントについて
様々な視点でから教育活動を見直し、改善してほしい
- 「尾張旭市の歴史と今に残る史跡・文化財」について

(2) 教育部長

- 市議会
正・副議長、福祉文教委員会正・副委員長等が決まる
- 熱中症対策について
- 子どもたちの安全安心の確保を

(3) 管理指導主事

<教職員の不祥事根絶について>

服務規律の自己点検月間 6月1日(土) から30日(日)

・具体的な取組を

※ ケースメソッド資料、チェックリスト、コンプライアンス面談などを複数回実施を

<教職員の健康状態の把握と指導について>

毎日の様子の把握、健康相談の活用など

2 学校の様子

- 小学校陸上記録会は、好天に恵まれ実施された。参加した児童は、精一杯の力で競技に取り組んでいた。
- いくつかの小学校では、読書週間を設定し、図書委員会の児童の催しやPTAボランティアの読み聞かせなどを行った。
- 中学校では、修学旅行や野外活動が終了した。集団生活のルールやマナーを守り、仲間とともに過ごす中で様々な体験や見学ができた。
- 中学校の部活動は、3年生が最後の大会やコンクールに向けて頑張っている。健康管理に留意させ、集大成の活動となるように取り組ませたい。

C

C

校長会議 補足資料（文化スポーツ課）

「尾張旭市の歴史と文化の取組みについて」

文化スポーツ課では、尾張旭市の史跡や文化財をまとめた資料を作成しました。

市内各地に現存しているものや、目で見ることができる史跡・文化財を中心に、時代順に記載しています。

1 作成の趣旨

第70回全国植樹祭の開催や市制50周年を迎えるにあたり職員はもとより、市外の先生や若手の先生が尾張旭市の歴史を知るための参考として活用していただくため。

2 内容

40ページ A4カラー、パワーポイントデータあり（別添 抜粋資料）
弥生時代から江戸時代・明治・昭和と順番に関連する史跡や文化財を解説

3 今後の展開について

- ・学校等での活用（データの提供）
- ・学芸員による学校へ出張授業メニューの作成
- ・収蔵庫内民具活用リスト（解説付き）の作成

C

C

尾張旭市の歴史と 今に残る史跡・文化財

文化スポーツ課 学芸員 藤森あかね

市内の古墳 - 現存するのは2基 -

印場大塚古墳公園、長坂遺跡公園、歴史民俗フロア

尾張旭市では、10基の古墳が確認されている(表1)

※詳細不明のものが他に4基

- 矢田川以南に集中
- 全てが小規模な円墳。最大級とされる印場大塚古墳で直径16m
- 現存しているのは、印場大塚古墳(印場大塚古墳公園)と田山1号墳(長坂遺跡公園)のみ
- 石室が見つかったのは天狗岩古墳のみ(横穴式石室)

天狗岩古墳の石室は長坂遺跡公園内に移設保存。

印場大塚古墳公園内では全体を復元(模造)



▲ 石室の復元
(印場大塚古墳公園)



▲ 天狗岩古墳の石室 (印場大塚古墳公園)



▲ 印場大塚古墳 (印場大塚古墳公園)



▲ 天狗岩古墳の石室 (印場大塚古墳公園)

今に残る史跡・文化財 一年表 -

尾張旭市で、現在見学や利用ができる史跡や文化財を時代順に解説します。

- 長坂遺跡
- 古墳
- 古窯 - 須賀窯 -
- (築聖制遺構?)
- 長坂遺跡、河川遺跡
- 市指定文化財 第1号 聖観世音菩薩立像
- 古窯 - 山茶碗 -
- 水野又太郎墓 (退養寺、多度神社、墓、愛宕社)
- 五輪塚
- 織田信雄の書状
- 毛受勝助家照
- 良福寺山門
- 円空仏堂
- 庄中観音堂
- 陶製狛犬
- 復元古民家
- 砂防工事開始
- 森林公園オープン
- どうだん亭
- 尾張三大弘法

● 城跡

● 石仏、庚申塔、秋葉山常夜燈

● 馬頭観音

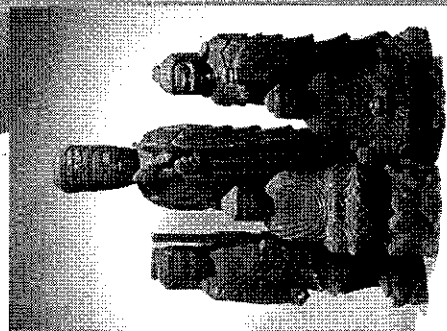
黒字は現存しているもの。
灰色字は、出土品や写真を見るもの。

円空仏 - 江戸時代の僧円空の彫った像 -

歴史民俗フロア、庄中観音堂

- ▶ 尾張旭市指定文化財第二号「円空仏」
- 円空とは寛永九年(1632年)生まれの美濃国出身の僧。
- 諸国をめぐり、仏像を彫った。
- 生涯で12万体の像を彫ったと伝えられる。現在見つかったのは、5350体ほど。
- 庄中観音堂で5体の円空仏が守られてきた。

- 同時代の形式とは異なる魅力
- 蛇彫りとも呼ばれる素朴な作風。
- 目元、口元の微笑みが特徴のひとつ。
- 比較的、大型で丁寧な作り。
- 歴史民俗フロアで常設展示。



森林公園と高瀬五助

高瀬五助

森林公園

▲ 日本初の森林公園

- ▲ 大正12年、高瀬五助が愛知県の林務課長に。
 - ▶ 公園として活用することを提案
 - ▶ 高瀬五助像は愛知県有林事務所の敷地内。普賢は入ることができない。
- ▲ 昭和6年から、公園化にむけて、**風致樹**（ヤマザクラ、ヤマモモなど）が植えられ始める。
- ▲ **昭和9年**に日本初の森林公園としてオープン。

史料



▲愛知県有林事務所 高瀬五助像

1 後援・推薦行事について

令和元年度受付分

No	区分	催 物 名	会 場	実施日	行事概要・趣旨	申請団体名等
19	後援	ヒューマンアカデミー ロボット教室 体験授業	グローバル タウン尾張 旭店 2階レンタル スペース	令和元年6 月22日 (土)	ロボット・プログラ ミング教育への認知 向上に貢献し理系人 材育成を促進する。	ヒューマンア カデミー株式 会社 ジュニアマネ ージャー 沼 夏樹
20	推薦	市民参加ミ ュージカル	尾張旭市文 化会館	令和元年8 月12日 (月)	市民参加によるミュ ージカルを作り、ミ ュージカルの楽しさ に触れてもらい文化 芸術活動を啓発す る。	尾張旭でミュ ージカルを作 ろう実行委員 会 代表 藤岡 正雄
21	後援	私立学校 『初夏のつ どい』	中央公民館	令和元年6 月23日 (日)	私学教育の取り組み や課題などを報告 し、子どもや学校・ 教育について考える ための催しを行う。	私学をよくす る愛知父母懇 談会尾張旭ブ ロック 教員代表 土屋 阿呂
22	後援	第31回 愛知サマー セミナー	南山学園大 学・高等中 学校及び周 辺	令和元年7 月13日 (土) から 15日 (祝) まで	愛知県を中心とする 生徒、父母、教師、 市民向けに地域の生 涯教育活動・文化活 動等の講演会や講座 を行う。	第31回 愛 知サマーセミ ナー実行委員 会 実行委員長 藤村 宏明
23	後援	第1回近藤 欽司氏講演 会と講習会	尾張旭市文 化会館、尾 張旭市総合 体育館	令和元年8 月31日 (土)	元卓球女子全日本監 督近藤欽司による講 話と卓球指導を行 い、目標の立て方や 練習の仕方を学ぶ。	尾張旭卓球普 及会 代表幹事 岩本 健治

24	推薦	夏休み子ども音楽会～歌とヴァイオリンとピアノとバレエ～	尾張旭市文化会館	令和元年8月10日(土)	歌とヴァイオリンとピアノとバレエによるクラシックコンサートを行い、子どもから大人まで気軽に音楽を楽しんでもらう。	ファミリーアンサンブルK OUME 代表 中瀬 梨予
25	後援	瀬戸げんき商店街「まちゼミ」教えて！店主さん！商店街のプロのワザ！！	中央通商店街、銀座通り商店街、せと末広町商店街、效範西部商店街、品野商店街、新瀬戸商店街、パルティせと	令和元年7月15日(祝)から8月31日(土)	商店街の店主が講師となり、プロならではの専門的な知識や情報を教える講座を行う。	瀬戸まちづくり株式会社 代表取締役 鈴木 政成
26	後援	オールイングリッシュキャンプ	福井県立奥越高原青少年自然の家	令和元年8月22日(木)から8月24日(土)まで	自立心の育成、コミュニケーション能力の育成、リーダーシップとチームワークなどイベントに参加する一人ひとりの能力開発と増進に寄与することを目的とする。	フィール・ザ・ワールド 代表理事 平松 貴美子

許可件数8件（後援6件、推薦2件）

新規の団体は番号に下線

2 情報公開請求について

請求年月日	令和元年5月24日
請求区分	公文書公開請求書
請求内容	西中学校普通教室空調設備整備工事の金入り設計書
決定年月日	令和元年6月3日
開示区分	一部公開
開示文書名	金入り設計書 ・西中学校普通教室空調設備整備工事
担当部署	教育行政課
備考	1 非公開とした部分 設計書備考欄に記載した内容 2 非公開理由 尾張旭市情報公開条例第7条第5号に該当 本市が行う工事施行事務における設計書の備考欄には、設計書の作成を効率的かつ適正に行うために必要な情報が記載されているが、当該部分を公表することにより、次のおそれがある。 (1) 本市の設計書作成に係る考え方が推測されることにより、今後の契約について市の利益が損なわれるおそれ (2) 設計単価の作成者との信頼関係を損なうおそれ これらにより、今後の工事施行事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、当該部分については、非公開とする。

請求年月日	令和元年5月13日
請求区分	公文書公開請求書
請求内容	どうだん亭植栽管理業務について
決定年月日	令和元年5月22日
開示区分	全部公開
開示文書名	どうだん亭植栽管理業務に係る金入設計書
担当部署	文化スポーツ課
備考	

請求年月日	令和元年5月24日
請求区分	公文書公開請求書
請求内容	晴丘テニスコート整備工事について
決定年月日	令和元年6月6日
開示区分	一部公開
開示文書名	晴丘テニスコート整備工事の金入設計書
担当部署	文化スポーツ課
備 考	1 非公開とした部分 工事設計書の摘要欄に記載した内容の一部 2 非公開理由 尾張旭市情報公開条例第7条第5号に該当 本市が行う工事施工事務における設計書の摘要欄の一部には、設計書の作成を効率的かつ適正に行うために必要な情報が記載されているが、当該部分を公表することにより、次のおそれがある。 ア 本市の設計書作成に係る考え方が推測されることにより、今後の契約について市の利益が損なわれるおそれ イ 設計単価の作成者との信頼関係を損なうおそれ これらにより、今後の工事施工事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、当該部分については、非公開とする。

3 令和元年度尾張旭市中学生海外研修事業について

令和元年度中学生海外研修参加者一覧

<生徒>

旭中学校 男子（3名）

いしばし とわ
石橋 冬羽

みわ しゅん
三輪 駿

やまぎし とうや
山岸 桐也

旭中学校 女子（4名）

あらかわ なつき
荒川 渚津紀

いとう し の
伊藤 心乃

つちだ あいり
土田 愛莉

つぼた はるか
坪田 遥

東中学校 男子（1名）

つるだ かずたか
鶴田 和高

東中学校 女子（1名）

えんどう りほ
遠藤 璃歩

西中学校 男子（2名）

あきた そうた
秋田 蒼太

もりしげ かずま
森重 和真

西中学校 女子（1名）

いけだ ゆめみ
池田 夢海

<引率者>

団長 旭中学校 校長

まつもと こういち
松本 浩一

教育委員会教育行政課長補佐

かとう よしゆき
加藤 貴之

4 年齢別人口からみた学校別・児童生徒数とクラス数について

【小学校】

学 校 名	教室等合計 (室)	普通教室 (室)	特別教室等 (室)	特別教室のうち、普通教室への転用が可能である室	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
					児童数	CL	児童数	CL	児童数	CL	児童数	CL	児童数	CL	児童数	CL	児童数	CL
旭小学校	29	15	14	5	422	15	435	16	455	16	478	16	507	17	522	18	538	19
東栄小学校	35	22	13	2	520	22	529	21	516	21	521	22	519	22	514	22	494	21
沢川小学校	27	13	14	6	374	13	363	13	347	13	334	13	332	13	318	13	302	13
本地原小学校	36	20	16	9	611	20	590	20	565	20	554	20	525	19	494	18	470	17
城山小学校	40	24	16	8	691	24	665	22	661	21	642	20	637	20	611	20	572	20
白鳳小学校	37	23	14	5	681	23	660	23	647	22	620	20	610	20	610	20	582	20
瑞鳳小学校	34	15	19	11	405	15	412	15	374	14	365	14	350	14	344	14	335	14
旭丘小学校	31	20	11	5	619	21	601	21	582	21	571	21	538	20	524	20	481	19
三郷小学校	35	19	16	8	516	19	520	20	515	20	515	20	491	19	484	19	482	19
計	304	171	133	59	4,839	172	4,775	171	4,662	168	4,600	166	4,509	164	4,421	164	4,256	162

※小学1・2年生のみ35人学級を実施

【中学校】

学 校 名	教室等合計 (室)	普通教室 (室)	特別教室等 (室)	特別教室のうち、普通教室への転用が可能である室	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
					生徒数	CL	生徒数	CL	生徒数	CL	生徒数	CL	生徒数	CL	生徒数	CL	生徒数	CL
旭中学校	49	28	21	8	905	28	918	29	902	29	912	29	868	27	869	27	861	27
東中学校	45	23	22	7	752	23	766	23	828	25	815	25	849	26	811	25	826	25
西中学校	38	22	16	2	690	22	757	23	762	23	796	24	753	23	717	22	687	21
計	132	73	59	17	2,347	73	2,441	75	2,492	77	2,523	78	2,470	76	2,397	74	2,374	73

※中学1年生のみ35人学級を実施

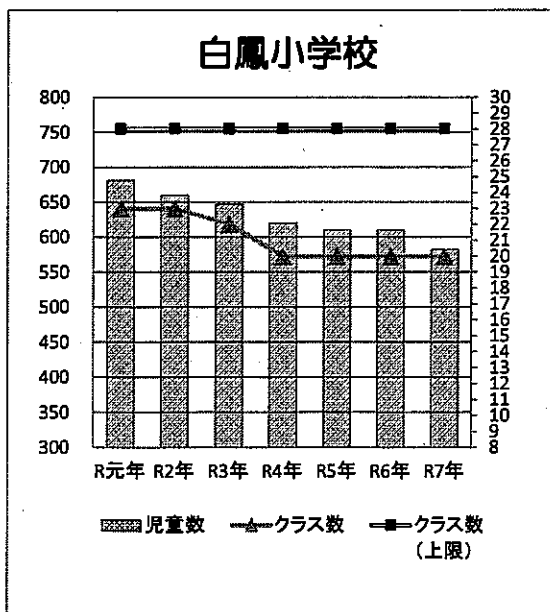
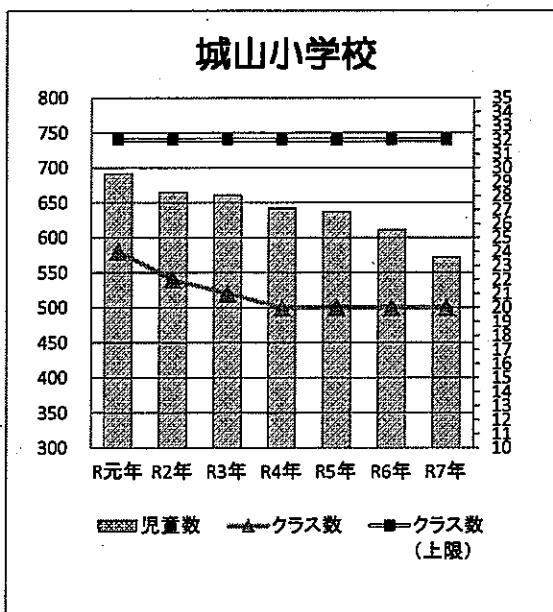
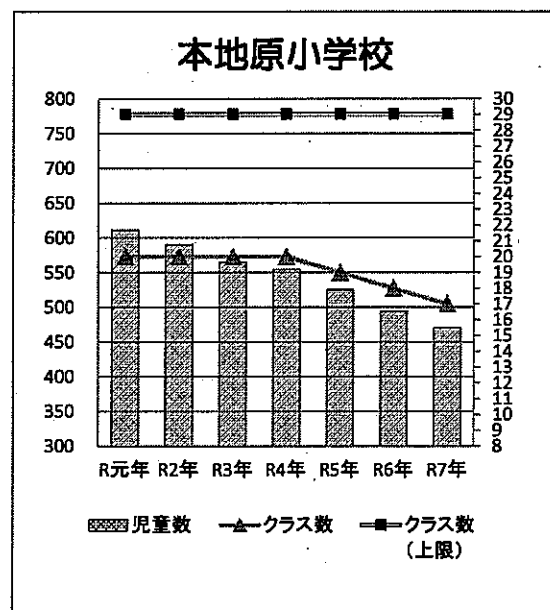
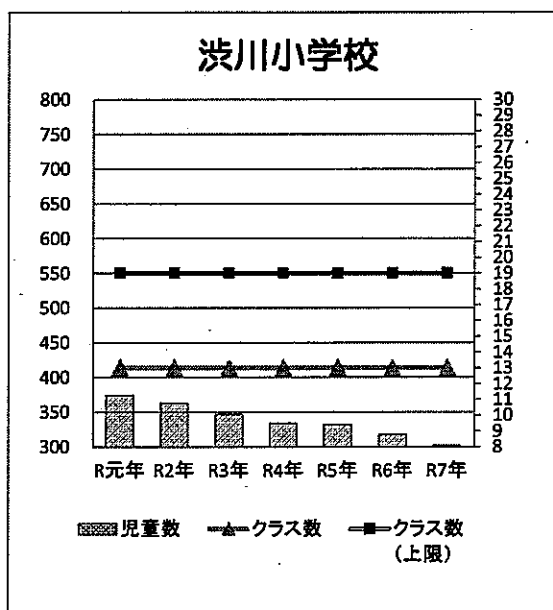
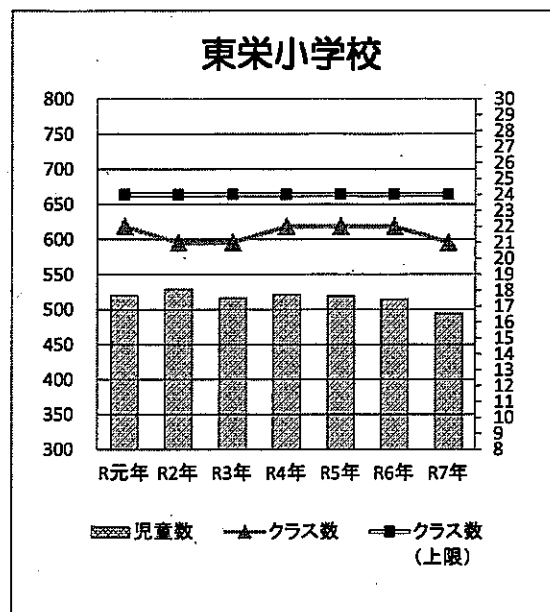
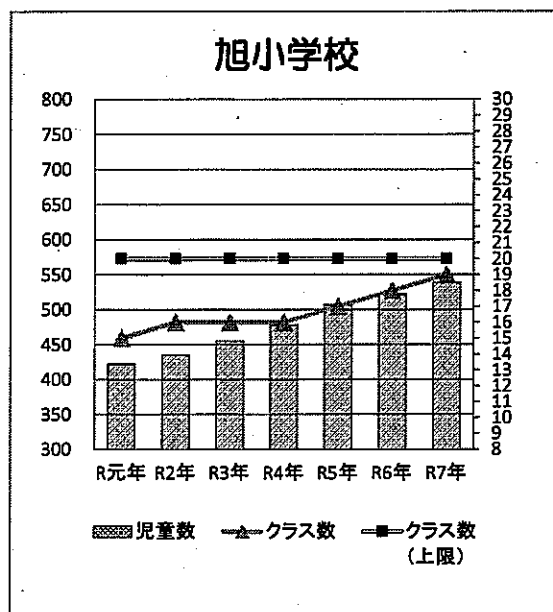
※CL(クラス数)には、特別支援学級を含む。(現在の特別支援学級数に変更がないものとした。)また、私立小中学校への通学見込者は考慮していない。

普通教室への転用が可能である室

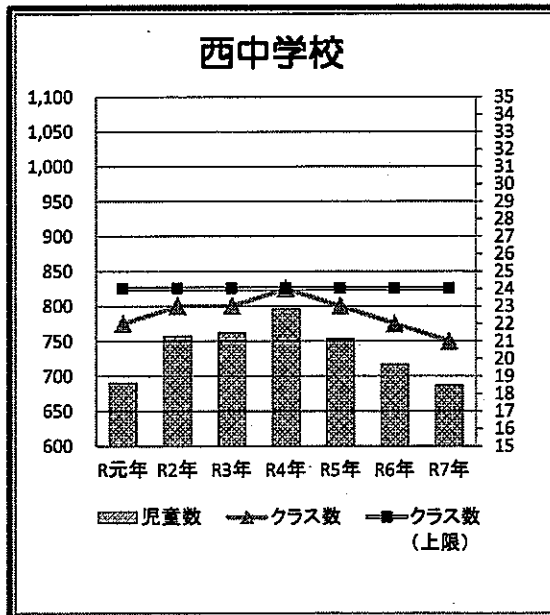
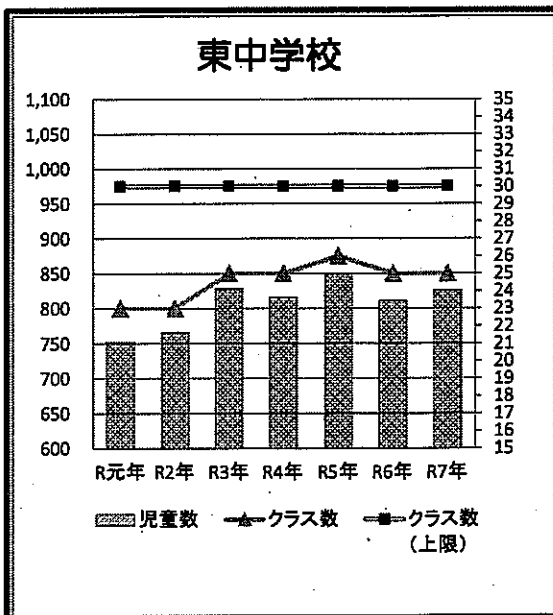
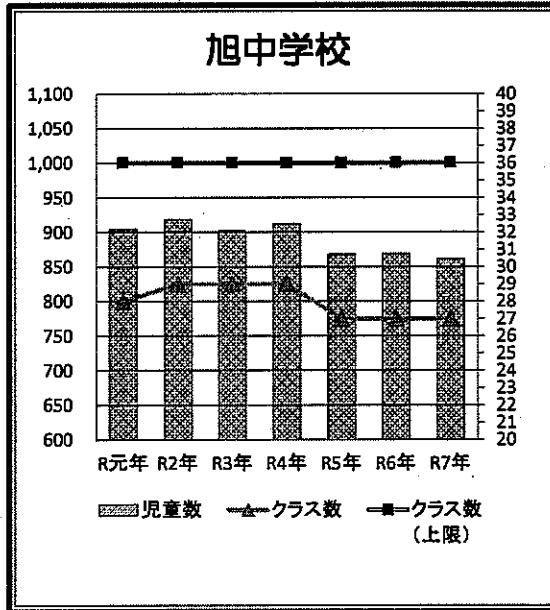
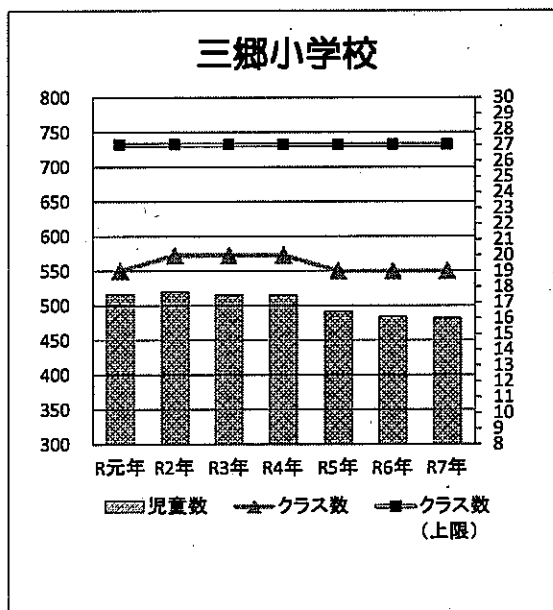
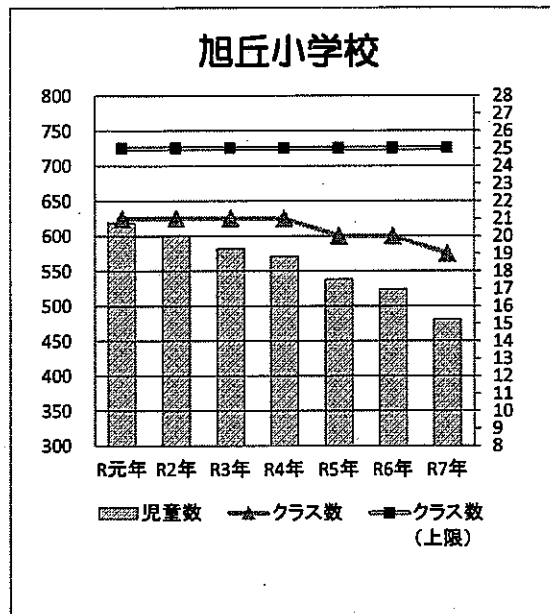
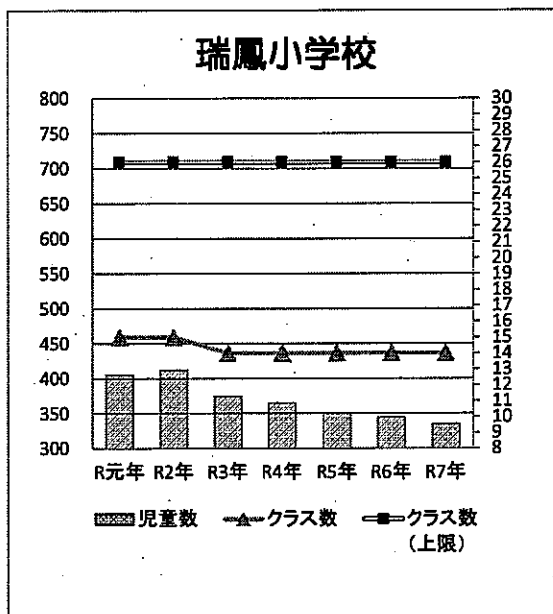
学 校 名	教室 合計	特 別 教 室		特 別 教 室 以 外	
		(室)	教室等名	(室)	教室等名
旭小学校	5	4	少人数教室(2F)、少人数更衣室(2F) 少人数児童会室(3F)、家庭科室+更衣室(3F)	1	更衣室(3F)
東栄小学校	2	2	多目的教室(S3F)、少人数教室(N3F)		
渋谷小学校	6	5	少人数教室(S1F、S2F、S3F)、通級教室(S2F)、多目的 ルーム(S3F)	1	準備室+教材室(S3F)
本地原小学校	9	8	多目的教室(N1F②)、低学年音楽(N1F)、EnglishRoom(N1F)、生 活科室(S2F)、児童会室(S2F)、学習室(S2F)、学習室(S3F)	1	会議室(N3F)
城山小学校	8	6	多目的教室(N1F)、相談室+教材室(N1F)、少人数教室 (N3F、S3F③)	2	児童更衣室(N1F)、会議室(S2F)
白鳳小学校	5	3	相談室(1F)、生活科室(1F)、学習室(2F)	2	児童更衣室+工具室(2F)、会議室(S3F)
瑞鳳小学校	11	7	生活科室(S1F)、相談室+教材室(S2F)、学習室(N2F)、 多目的教室(N3F②)、少人数教室(S2F、S3F)	4	器材室+休憩室(1F)、会議室(S3F、 N3F)、準備室(S3F)
旭丘小学校	5	4	多目的教室(N1F②)、少人数教室(N2F②)	1	会議室(S1F)
三郷小学校	8	7	生活科室(1F)、相談室+器材室(2F)、学習室(3F②、4F)、多 目的教室(3F)、児童会室(4F)	1	会議室+教材室(3F)
計	59	46		13	

学 校 名	教室 合計	特 別 教 室		特 別 教 室 以 外	
		(室)	教室等名	(室)	教室等名
旭中学校	8	5	研修室(S2F)、小人数教室(N3F、N4F)、学習室(S3F)、 生徒会室(4F)	3	更衣室(N1F)、準備室(S2F)、教材室 (4F)
東中学校	7	4	少人数教室(N3F)、生徒会室(N3F、S3F)、多目的室 (N4F)	3	教材室(S2F)、会議室(N3F)、準備室 (N4F)
西中学校	2	2	進路指導室+資料室(N2F)、少人数教室(N2F)		
計	17	11		6	

児童・生徒推計<グラフ>



児童・生徒推計<グラフ>



C

C

協議第1号

成年年齢引き下げに伴う新成人の集いのあり方について

成年年齢引き下げに伴う新成人の集いのあり方について、別記案により実施することについて協議する。

令和元年6月19日提出

尾張旭市教育委員会

教育長 河 村 晋

提案理由

この案を提出するのは、民法（明治29年法律第89号）の成年年齢引き下げに伴う新成人の集いのあり方について、委員会の意向を確認するため必要があるからである。

C

C

成年年齢引き下げに伴う新成人の集いのあり方について

1 新成人の集いに係る方針（案）

現行どおり、対象を20歳として開催する。

式典の名称を「あさひ^{はたち}二十歳のつどい」とする。

- ・ 18歳を対象にすると、進学就職の時期と重なり、新成人や保護者の負担になること。
- ・ 新成人等を対象にしたアンケートで、多くの方が20歳での開催を希望していること。
- ・ 令和4年度に18～20歳を迎える、3学年同時に開催できる施設が市内にないこと。
- ・ 二十歳を対象とすることが明確に分かること。
- ・ 市の名称を入れることで、ふるさと意識の醸成をはかること。

2 検討事項

「民法」改正に伴い、令和4年4月1日に成年年齢が18歳に引き下げられる。これに伴い、これまで20歳を対象に実施してきた本市の新成人の集い（成人式）の対象年齢を検討する。

3 国等の動向

(1) 国の動向

平成30年4月設置の「成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」内に、「成人式の時期や在り方等に関する分科会」を設置。

- ・ 成人式の実施については、法律による規定は無く、各市町村が主体となって検討。
- ・ 令和2年度以降できる限り速やかに情報発信し、各自治体が対応できるよう取り組む。

国から対象年齢等の方針が示されるものではない。

(2) 県内他市町村の動向

ア 以下の市町村が、現行どおり対象年齢を20歳とする方針を公表。

豊田市、豊明市、日進市、岡崎市、刈谷市、長久手市

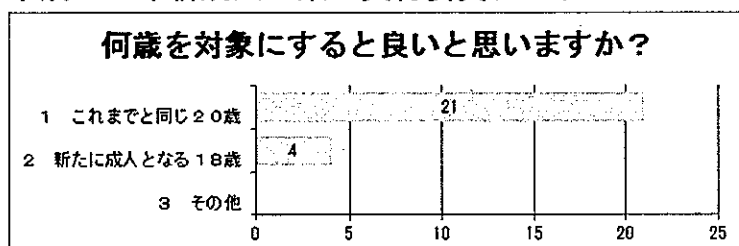
式典の名称は、「二十歳の集い」などがあるが、多くの市町村が未定。

イ 対象年齢を18歳とする方針の市町村はない。

対象年齢を20歳とすることを公表した市町村が複数ある。

4 対象者の意向

(1) 平成31年新成人の集い実行委員アンケート



成人式の対象年齢として良いと思うのは、「20歳」が84.0%。

「1」と回答した理由は、18歳だと高校3年生のため就活や受験と重なり、忙しい。

18歳だと自分の考えや夢が決まっておらず、深い話ができない。

懐かしさが少ない。 など

(2) その他の意向調査結果

ア (公社)日本財団実施の「18歳意識調査」(平成30年12月)

成人式を行うのにふさわしい年齢は、「20歳」が74.0%。

回答理由は、「18歳」は受験に重なる時期であるためと62.8%が回答。

イ (一社)全国高等学校PTA連合会実施のアンケート(平成30年12月)

成人式を行うのにふさわしい年齢は、「20歳」が53.7%、「18歳」が26.6%。

高校生の7割が大学・専門学校に進学し、受験に重なる時期であること、大学等の入学準備金を用意する時期と重なり、家庭の経済的負担が大きいことも理由。

参加対象者、保護者とも、「20歳」を対象に開催することを希望。

5 開催会場について

令和4年度に18～20歳を迎える、3学年の想定人数(約2,500人)を基に、出席率80%の場合を想定すると、約2,000名(1会場当たり約650名)が同時に参加。

「第1部式典」は着席し、「第2部集い」を同会場で実施する場合、開催できる施設はない。

3学年同時に開催できる施設はない。

6 式典の名称について

式典の名称を検討するに当たり、確認すべき主な点は以下のとおり。

- 対象が明確に分かること
対象年齢である、「20歳」「二十歳」「はたち」を名称に含む。
- ふるさと意識の醸成が図られるものであること
市の名称「尾張旭市」「おわりあさひ」「あさひ」を名称に含む。
- 参加者や保護者が親しみやすく、読みやすく、書きやすいものであること。

式典の名称を「あさひ^{はたち}二十歳のつどい」とする。

7 今後のスケジュール

6月19日(水)	尾張旭市教育委員会(6月)定例会にて協議
7月 3日(水)	令和元年度第1回尾張旭市社会教育委員会にて協議
7月中旬	新成人の集いに係る方針の決定
7月下旬	新成人の集いに係る方針の公表

第 1 5 号議案

尾張旭市教育支援委員会委員の委嘱について

下記の者を尾張旭市教育支援委員会委員に委嘱するため、尾張旭市教育委員会事務委任規則（昭和 5 5 年教育委員会規則第 6 号）第 3 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、付議するものとする。

令和元年 6 月 1 9 日提出

尾張旭市教育委員会
教育長 河 村 晋

記

氏 名	年 齢	住 所	所属団体等	新任・再任の別
浅 野 健	6 0 歳	瀬戸市苗場町 1 6 9	城山小学校長	再任
水 野 夏 子	5 2 歳	春日井市神領町二丁目 2 3 番地 8	本地原小学校教頭	再任
井 上 千 景	4 6 歳	尾張旭市渋谷町一丁目 3 番地 2	東栄小学校教諭	新任
河内屋敦子	6 1 歳	尾張旭市平子町長池上 6 3 2 7 番地 8	渋谷小学校教諭	新任
鈴 木 倫 子	5 4 歳	瀬戸市川端町二丁目 1 3 番地	白鳳小学校教諭	再任
加 藤 憲 一	4 2 歳	名古屋市名東区照が丘 7 6 番地 2	瑞鳳小学校教諭	再任
魚住亜矢子	5 0 歳	尾張旭市北山町北山 1 7 7 番地 5	旭丘小学校教諭	新任
中 村 順 平	5 7 歳	名古屋市千種区丸山町一丁目 9 1 番地 6	三郷小学校教諭	再任
酒 井 信 子	5 5 歳	豊田市石畳町坂下 2 5 4 番地 1 4 0	旭中学校教諭	新任
佐 伯 公	5 7 歳	尾張旭市西大道町前田 3 7 9 8 番地 1 2	学校保健会長	再任
安 藤 郁 子	6 2 歳	尾張旭市城山町城山 4 番地 1 3	瀬戸旭医師会所属の医師	再任
後 藤 智 章	4 2 歳	尾張旭市印場元町五丁目 1 1 番地 8	尾張旭市 P T A 連絡協議会	新任
小 林 紀 彦	5 3 歳	稲沢市祖父江町上牧宮裏 6 7 3 番地 1	瀬戸つばき特別支援学校長	新任
落 合 智 子	6 0 歳	犬山市字喜六屋敷 2 7 番地 1	瀬戸特別支援学校長	新任
龍 尾 和 子	5 0 歳	春日井市篠木町八丁目 4 番地 4 1	こどもの発達センター	新任

任期 令和元年7月1日から令和2年6月30日まで

提案理由

この案を提出するのは、令和元年6月30日で任期満了となる尾張旭市教育支援委員会委員に上記の者を委嘱するため必要があるからである。

C

C

第16号議案

尾張旭市学校給食運営委員会委員の任命について

下記の者を尾張旭市学校給食運営委員会委員に任命するため、尾張旭市教育委員会事務委任規則（昭和55年教育委員会規則第6号）第3条第1項第7号の規定に基づき、付議するものとする。

令和元年6月19日提出

尾張旭市教育委員会
教育長 河村 晋

記

氏 名	年 齢	住 所	所属団体等	新任・再任 の別
金森 俊輔	62歳	名古屋市名東区豊が丘 2210番地5	小児科医師	再任
岩瀬 由知	39歳	尾張旭市東三郷町 303番地1	三郷小学校 PTA会長	新任
松原 智憲	50歳	尾張旭市西の野町 5番地60	旭中学校 PTA会長	新任
秋田 咲余	54歳	尾張旭市井田町 一丁目99番地	東中学校 PTA副会長	新任
浅井真理子	47歳	尾張旭市柏井町公園通 252番地3	東栄小学校 PTA副会長	新任
柴田麻里子	43歳	尾張旭市東印場町 三丁目6番地9	渋川小学校 PTA副会長	新任
山本 陽子	47歳	尾張旭市南新町中畑 239番地	本地原小学校 PTA副会長	新任
伊藤 祐子	40歳	尾張旭市平子町長池上 6372番地19	城山小学校 PTA副会長	新任
伊戸川みどり	46歳	尾張旭市桜ヶ丘町 三丁目200番地2	白鳳小学校 PTA副会長	新任
藤村 育子	65歳	尾張旭市平子町西 43番地3	公募委員	新任
松本 浩一	59歳	尾張旭市桜ヶ丘町 三丁目187番地	旭中学校長	新任
村 上 洋	52歳	春日井市林島町 三丁目11番地3	東栄小学校長	新任
伊藤 彰浩	49歳	瀬戸市東山町 一丁目170番地3	渋川小学校長	新任
長谷川 環	54歳	名古屋市守山区小幡中 一丁目14番17号	瑞鳳小学校長	再任

任期 令和元年7月1日から令和2年6月30日まで

提案理由

この案を提出するのは、令和元年6月30日で任期満了となる尾張旭市学校給食運営委員会委員に上記の者を任命するため必要があるからである。

第 17 号議案

尾張旭市立図書館協議会委員の任命について

下記の者を尾張旭市立図書館協議会委員に任命するため、尾張旭市教育委員会事務委任規則（昭和 55 年教育委員会規則第 6 号）第 3 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、付議するものとする。

令和元年 6 月 19 日提出

尾張旭市教育委員会

教育長 河 村 晋

記

氏 名	年 齢	住 所	所属団体等	新任・再任 の別
松本由美子	52 歳	尾張旭市新居町今池下 2902 番地 57	公募委員	新任

任期 令和元年 7 月 1 日から令和 3 年 6 月 30 日まで

提案理由

この案を提出するのは、令和元年 6 月 30 日で任期満了となる尾張旭市立図書館協議会委員に上記の者を任命するため必要があるからである。

C

O

第18号議案

尾張旭市教育委員会会議規則の一部改正について

尾張旭市教育委員会事務委任規則（昭和55年教育委員会規則第6号）第3条第1項第8号の規定に基づき、付議するものとする。

令和元年6月19日提出

尾張旭市教育委員会

教育長 河 村 晋

提案理由

この案を提案するのは、請願及び陳情の取扱いを別に定めるに伴い、所要の整備を図るため必要があるからである。

尾張旭市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

尾張旭市教育委員会会議規則（昭和31年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(会議の招集) 第4条 (略) 2 教育長は、会議の招集を行つた場合には、直ちに会議開催の場所及び日時、会議に<u>附議</u>すべき事件を告示するものとする。ただし、<u>急施</u>を要するときは、この限りでない。 (議事日程) 第9条 教育長は、議事日程を作成し、あらかじめ委員に配付しなければならない。ただし、<u>急施</u>を要する場合は、これを省略することができる。 第14条 (略) 2 <u>すべての</u>修正の動議が否決されたときは、原案について採決する。 (会議録の公表) 第17条 教育長は、会議録（前条第3項の秘密会の会議録を除く。）を作成したとき	(会議の招集) 第4条 (略) 2 教育長は、会議の招集を行つた場合には、直ちに会議開催の場所及び日時、会議に<u>付議</u>すべき事件を告示するものとする。ただし、<u>緊急</u>を要するときは、この限りでない。 (議事日程) 第9条 教育長は、議事日程を作成し、あらかじめ委員に配付しなければならない。ただし、<u>緊急</u>を要する場合は、これを省略することができる。 第14条 (略) 2 <u>全て</u>の修正の動議が否決されたときは、原案について採決する。 (会議録の公表) 第17条 教育長は、会議録（前条第3項の秘密会の会議録を除く。）を作成したとき

は、事務局に<u>備え置き</u>、一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により、これを公表しなければならない。 <u>(請願及び陳情)</u> <u>第18条 委員会に対して請願又は、陳情をしようとする者は、教育長の許可する時間内において、事情を述べることができる。</u> (会議の傍聴) <u>第19条 (略)</u> 2 (略) (会議の運営に関する必要事項) <u>第20条 (略)</u>	は、事務局に<u>備置き</u>、一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により、これを公表しなければならない。 (会議の傍聴) <u>第18条 (略)</u> 2 (略) (会議の運営に関する必要事項) <u>第19条 (略)</u>
---	--

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和元年7月1日から施行する。
(尾張旭市教育委員会会議傍聴規則の一部改正)
- 尾張旭市教育委員会会議傍聴規則(平成10年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(趣旨) 第1条 この規則は、尾張旭市教育委員会会議規則(昭和31年教育委員会規則第2号) <u>第19条第2項</u>の規定に基づき、教育委員会の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規則は、尾張旭市教育委員会会議規則(昭和31年教育委員会規則第2号) <u>第18条第2項</u>の規定に基づき、教育委員会の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

第19号議案

尾張旭市教育委員会請願等処理規則の制定について

尾張旭市教育委員会事務委任規則（昭和55年教育委員会規則第6号）第3条第1項第8号の規定に基づき、付議するものとする。

令和元年6月19日提出

尾張旭市教育委員会

教育長 河 村 晋

提案理由

この案を提出するのは、請願及び陳情に対してその取扱いを明示するため必要があるからである。

尾張旭市教育委員会請願等処理規則

（趣旨）

第1条 この規則は、教育委員会（以下「委員会」という。）が受理する請願及び陳情（以下「請願等」という。）の処理について必要な事項を定めるものとする。

（請願書及び陳情書の提出）

第2条 請願等は、請願書又は陳情書（以下「請願書等」という。）により全て教育長を通じて行わなければならない。

2 前項の請願書等は、邦文を用い、請願等の趣旨、提出年月日、請願者又は陳情者（以下「請願者等」という。）の住所及び氏名（団体の場合は、その所在地、名称及び代表者の氏名）を記載し、押印の上提出しなければならない。

（請願書等の処理）

第3条 教育長は、前条の請願書等を受理したときは、請願等文書表を作成し、これを委員会の会議に提出しなければならない。

2 前項の請願等文書表には、次の事項を記載するものとする。

(1) 請願者等の住所及び氏名

(2) 請願等の要旨

（教育長の専決）

第4条 教育長は、前条の規定にかかわらず、請願等で軽易な事項については、適宜これを処理することができる。緊急その他やむを得ない事情のあるときも、また同様とする。

2 教育長は、前項の規定により処理した事項は、その旨を次の委員会の会議に報告しなければならない。

(説明の聴取)

第5条 委員会は、必要がある場合には、請願者等及びその関係者の出席を求めて説明を聴取することができる。

(発言)

第6条 請願者等が委員会の会議で発言を許されたときは、所定の位置において、その発言内容に責任をもつ旨を述べて発言しなければならない。

(処理)

第7条 委員会は、第3条第1項の規定により提出された請願等文書表を迅速かつ慎重に審議し、審議の結果は、教育長を経て請願者等に通知することを原則とする。

(準用)

第8条 この規則は、委員会に対する嘆願等で、その内容が請願に類するものについて準用する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

第20号議案

尾張旭市教育情報セキュリティ基本規程の制定について

尾張旭市教育委員会事務委任規則（昭和55年教育委員会規則第6号）第3条第1項第8号の規定に基づき、付議するものとする。

令和元年6月19日提出

尾張旭市教育委員会

教育長 河 村 晋

提案理由

この案を提出するのは、令和元年9月から運用が開始される新教育情報ネットワークの教育情報セキュリティに対してその取扱いを明示するため必要があるからである。

尾張旭市教育情報セキュリティ基本規程

（目的）

第1条 この訓令は、教育委員会（以下「委員会」という。）が実施する尾張旭市立小中学校（以下「学校」という。）に係る教育情報セキュリティ対策について基本的な事項を定め、もって委員会が保有する教育情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この訓令が適用される範囲は、委員会及び学校とする。

（定義）

第3条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報システム コンピュータ等、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成される情報処理を行う仕組み（機器等を自ら保有せず、ネットワーク上でサービスの提供を受けるものを含む。）をいう。
- (2) ネットワーク コンピュータ等を相互に接続するための通信網及びその構成機器（ソフトウェアを含む。）をいう。
- (3) 教育情報資産 次に掲げるものをいう。

ア 情報システム、ネットワーク、情報システム及びネットワークに関する設備並びに電磁的記録媒体

イ 情報システム及びネットワークで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）

ウ 情報システムの仕様書（ネットワーク図を含む。）等のシステム関連文書

- (4) 教育情報セキュリティ 学校に関わる教育情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (5) 教育情報セキュリティポリシー この訓令及び教育情報セキュリティ対策を実施するため委員会が別に定める具体的な基準（以下「教育情報セキュリティ対策基準」という。）をいう。
- (6) 機密性 情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (7) 完全性 情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。
- (8) 可用性 情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (9) 校務系 成績、出欠席及びその理由、健康診断結果、指導要録その他の児童生徒に関する情報、保護者及び教職員（本市非常勤職員及び臨時職員を含む。以下同じ。）の個人情報など、学校が保有する教育情報資産のうち、それらの情報を学校・学級の管理運営、学習指導、生徒指導、生活指導等に活用することを想定しており、かつ、当該情報に児童生徒がアクセスすることが想定されていない情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。
- (10) 学習系 児童生徒のワークシート、作品など、学校が保有する教育情報資産のうち、それらの情報を学校における教育活動において活用することを想定しており、かつ、当該情報に教職員及び児童生徒がアクセスすることが想定されている情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。
- (11) 通信経路の分割 校務系及び学習系の両環境間の通信環境を分離した上で、安全が確保された通信のみを許可できるようにすることをいう。

（対象とする脅威）

第4条 教育情報資産に対する脅威として、次に掲げる脅威を想定し、教育情報セキュリティ対策を実施するものとする。

- (1) 意図的な要因（不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃その他のサイバー攻撃、部外者の侵入等）による教育情報資産の漏えい、破壊、改ざん、消去、重要情報の詐取、内部不正等
- (2) 非意図的な要因（教育情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計及び開発の不備、プログラム上の欠陥、操作及び設定のミス、メンテナンスの不備、内部及び外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等）による教育情報資産の

漏えい、破壊、消去等

(3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等

(4) 大規模又は広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等

(5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等の障害からの波及等
(教職員の義務)

第5条 教職員は、教育情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たっては、教育情報セキュリティポリシー及び委員会が別に定める事項を遵守しなければならない。

(組織等)

第6条 委員会の教育情報セキュリティ対策を実施するための組織体制、権限及び責任については、教育情報セキュリティ対策基準に定めるものとする。

(教育情報資産の管理)

第7条 教育情報資産の機密性、完全性及び可用性を確保するため、教育情報資産の重要性に基づく教育情報セキュリティ対策を行うものとし、その管理については、教育情報セキュリティ対策基準に定めるものとする。

(教育情報セキュリティ対策)

第8条 教育情報資産を第4条各号の脅威から保護するため、次に掲げる教育情報セキュリティ対策を実施するものとし、具体的な遵守事項、判断基準等については、教育情報セキュリティ対策基準に定めるものとする。

(1) 情報システム全体に対し、次の対策を講じる。

ア 校務系においては、端末からの情報の持ち出しを制限する設定、端末への多要素認証の導入等により、情報流出を防ぐ。

イ 校務系に接続する情報システム及び学習系の情報システムの通信経路を分割する。

(2) 物理的セキュリティ サーバ等、通信回線、管理区域、職員室等のコンピュータ等の管理その他の物理的セキュリティ対策を講じる。

(3) 人的セキュリティ 教職員の遵守事項、研修、事故及び欠陥等の報告義務、ID及びパスワード等の管理に関する遵守事項その他の人的セキュリティ対策を講じる。

(4) 技術的セキュリティ コンピュータ等及びネットワークの管理、アクセス制御、システム開発及び導入並びに保守等、不正プログラム対策、不正アクセス対策、セキュリティ情報の収集その他の技術的セキュリティ対策を講じる。

(5) 運用 情報システムの監視、教育情報セキュリティポリシーの遵守状況

の確認、外部委託を行う際のセキュリティ確保その他の教育情報セキュリティに関する運用面の対策を講じる。

- (6) 外部サービスの利用 外部委託する場合には、外部委託事業者を選定し、教育情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、外部委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。約款による外部サービスを利用する場合には、利用に係る規定を整備し対策を講じる。ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。

(教育情報セキュリティ監査及び自己点検の実施)

第9条 教育情報セキュリティ対策の実施状況を検証するため、必要に応じて教育情報セキュリティ監査及び自己点検を実施するものとする。

(教育情報セキュリティポリシーの見直し)

第10条 教育情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため、教育情報セキュリティポリシーの内容を定期的に確認し、必要が生じた場合には、速やかに内容を見直すものとする。

(委任)

第11条 この訓令及び教育情報セキュリティ対策基準に定めるもののほか、教育情報セキュリティ対策を実施するために必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この訓令は、令和元年9月1日から施行する。

第21号議案

尾張旭市立公民館の管理運営に関する規則の一部改正について

次のとおり尾張旭市立公民館の管理運営に関する規則を一部改正するため、尾張旭市教育委員会事務委任規則（昭和55年教育委員会規則第6号）第3条第1項第8号の規定に基づき、付議するものとする。

令和元年6月19日提出

尾張旭市教育委員会

教育長 河 村 晋

提案理由

この案を提出するのは、尾張旭市立公民館の管理運営に関する規則を一部改正するため必要があるからである。

尾張旭市立公民館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

尾張旭市立公民館の管理運営に関する規則（昭和54年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（使用許可申請の手続） 第4条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が別に指定する施設については、あらかじめ施設予約システム（尾張旭市立公民館施設予約システムの利用手続に関する規則（平成19年教育委員会規則第2号。以下「システム規則」という。）第2条第2号に規定するシステムをいう。以下同じ。）の利用者登録及び公民館施設使用者登録をした上で、使用日の4月前の日の属する月の1日から15日までにあつては<u>抽せん</u>により、使用日の3月前の日の属する月の1日から使用日までにあつては申請書の提出の順位により、使用許可の申請をすることができる。 3 前項に規定する<u>抽せん</u>は、施設予約システムによつて行うものとする。	（使用許可申請の手続） 第4条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が別に指定する施設については、あらかじめ施設予約システム（尾張旭市立公民館施設予約システムの利用手続に関する規則（平成19年教育委員会規則第2号。以下「システム規則」という。）第2条第2号に規定するシステムをいう。以下同じ。）の利用者登録及び公民館施設使用者登録をした上で、使用日の4月前の日の属する月の1日から15日までにあつては<u>抽選</u>により、使用日の3月前の日の属する月の1日から使用日までにあつては申請書の提出の順位により、使用許可の申請をすることができる。 3 前項に規定する<u>抽選</u>は、施設予約システムによつて行うものとする。

4 第2項に規定する抽せんは、使用日の4月前の日の属する月の16日に行い、その結果は申請者が確認するものとする。

5 第2項に規定する抽せんに当せんしたものは、使用日の4月前の日の属する月の18日から25日までの間に、使用の確定をしなければならない。

6～8 (略)

(使用料の納付)

第4条の2 条例第11条に規定する使用料は、次に掲げる期日までに納入しなければならない。

(1) 抽せんによる場合 前条第5項に規定する使用の確定をした日から7日以内

(2) (略)

(特別の設備の申請)

第7条 条例第6条ただし書きの規定による許可を受けようとする者は、特別の設備の内容及び図面を館長に提出しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第10条 使用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1)～(6) (略)

(入館者の遵守事項)

第11条 公民館に入館した者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 所定の場所以外で喫煙及び火気の使用をしないこと。

(2) (略)

(3) (略)

4 第2項に規定する抽選は、使用日の4月前の日の属する月の16日に行い、その結果は申請者が確認するものとする。

5 第2項に規定する抽選に当選したものは、使用日の4月前の日の属する月の18日から25日までの間に、使用の確定をしなければならない。

6～8 (略)

(使用料の納付)

第4条の2 条例第11条に規定する使用料は、次に掲げる期日までに納入しなければならない。

(1) 抽選による場合 前条第5項に規定する使用の確定をした日から7日以内

(2) (略)

(特別の設備の申請)

第7条 条例第6条ただし書の規定による許可を受けようとする者は、特別の設備の内容及び図面を館長に提出しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第10条 使用者は、次_____に掲げる事項を守らなければならない。

(1)～(6) (略)

(入館者の遵守事項)

第11条 公民館に入館した者は、次_____に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 所定の場所以外で_____火気を使用_____しないこと。

(2) 施設内及び敷地内において、喫煙しないこと。

(3) (略)

(4) (略)

(4) (略) (5) 許可なくして物品の販売、展示及び金品の<u>寄付</u>募集又はこれらに類する行為をしないこと。 (6) (略) (7) (略) (き損等の届出) 第12条 使用者及び入館者は、施設及び附属設備等を<u>き損</u>し、又は滅失したときは、直ちに館長に届け出て、指示を受けなければならない。 (委員長及び副委員長) 第15条 (略) 2 (略) 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故<u>ある</u>とき、又は<u> </u>欠けたときは、その職務を代理する。	(5) (略) (6) 許可なくして物品の販売、展示及び金品の<u>寄附</u>募集又はこれらに類する行為をしないこと。 (7) (略) (8) (略) (毀損等の届出) 第12条 使用者及び入館者は、施設及び附属設備等を<u>毀損</u>し、又は滅失したときは、直ちに館長に届け出て、指示を受けなければならない。 (委員長及び副委員長) 第15条 (略) 2 (略) 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故<u>がある</u>とき、又は<u>委員長が</u>欠けたときは、その職務を代理する。
---	--

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第4条関係）

公 民 館 使 用 許 可 書			
			第 年 月 日 号
団体名 申請者 住 所 (代表者) 氏 名 電 話 次のとおり許可します。			
			尾張旭市 公民館長 印
使 用 目 的			
使 用 日 時	年 年	月 月	日 日 時から 時まで
使 用 施 設	館 名	室 名	
使 用 責 任 者	住 所 氏 名 電話		
使 用 予 定 人 員	人		
案内板表示時間	開会時間	時 分から	時 分まで
催物の内容及び 持 込 物 等			
※ 備考（許可の条件等）	使 用 料	領 収 印	

第5号様式を次のように改める。

第5号様式 (第8条関係)

公民館使用料還付請求書

年 月 日

尾張旭市長 殿

申請者	団体名
(代表者)	住所
	氏名

印

次のとおり請求します。

使 用 目 的				
使 用 日 時	年	月	日	時から
	年	月	日	時まで
使 用 施 設	館 名		室 名	
使用許可年月日	年	月	日	許 可 番 号
使 用 料 納 付 年月日及び金額	年	月	日	還付請求額 円
還 付 請 求 理 由				

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

C

O

第22号議案

尾張旭市文化会館の管理運営に関する規則の一部改正について

次のとおり尾張旭市教育委員会事務委任規則（昭和55年教育委員会規則第6号）第3条第1項第8号の規定に基づき、付議するものとする。

令和元年6月19日提出

尾張旭市教育委員会

教育長 河 村 晋

提案理由

この案を提出するのは、健康増進法の一部改正に伴い敷地内全面禁煙を行うため必要があるからである。

尾張旭市文化会館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

尾張旭市文化会館の管理運営に関する規則（平成2年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(遵守事項) 第11条 利用者又は入場者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。 (1) (略) (2) 所定の場所以外においては、喫煙をし、又は火気を使用しないこと。 (3) (略) (4) 許可を受けないで壁、柱等にはり紙をし、又はくぎ類を打たないこと。 (5) (略) (6) (略)	(遵守事項) 第11条 利用者又は入場者は、次_____に掲げる事項を守らなければならない。 (1) (略) (2) 所定の場所以外で_____火気を使用しないこと。 (3) 施設内及び敷地内において、喫煙しないこと。 (4) (略) (5) 許可を受けないで壁、柱等に貼り紙をし、又はくぎ類を打たないこと。 (6) (略) (7) (略)

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

C

C

教育委員行事予定表

(6/20～7/31)

月日	曜日	時間	場 所	主管課	内 容	教 育 長	委 員	部 長	市 長	副 市 長
6/20	木	10:00	三郷小学校	教	学校訪問	○	○			
						山本委員				
7/3	水	13:30	文化会館	生	第1回社会教育委員会	○		○		
7/4	木	14:00	春日井市役所	教	愛日地方教育事務協議会	○	○			
						大川委員				
7/5	金	13:30	豊橋市公会堂	教	愛知県市町村教育委員会連合会 定期総会及び研修会	○	○			
						大川委員・山本委員・堀委員				
7/7	日	7:00	森林公園	教	OSC N セーフティー！サイクリング	○				
7/11	木	13:30	学校給食センター	給	尾張旭市学校給食運営委員会			○		
7/11	木	14:00	愛西市役所	教	尾張部都市教育長会議	○				
7/16	火	13:00	名古屋国際会議場	教	市町村教育委員研究協議会		○			
						堀委員				
7/17	水	14:00	講堂2	教	7月定例教育委員会	○	○	○		
7/17	水	16:00	講堂2	教	総合教育会議	○	○	○	○	

<連絡事項>

6/21	金	16:00	文化会館	ロビーコンサート
6/24	月	10:00	スカイワードあさひ	尾張旭市文化協会 美術部会展絵画部門 (～6/30)
6/30	土	10:00	市民プール	市民プール無料開放
7/7	日	13:00	文化会館	尾張旭市文化協会 邦楽部会発表会
7/14	日	10:00	中央公民館	親子ふれあいプログラミング教室
7/14	日	10:00	旭丘小学校体育館	ニュースポーツ体験会
7/23	火	10:00	文化会館	文化会館自主文化事業第2回芸術展 写真部門Ⅰ (～7/28)
7/24	水	13:00	イトーヨーカドー 尾張旭店	親子おしごと現場見学
7/28	日	14:00	文化会館	尾張旭市文化協会第7回ミュージックフェスティバル

C

C